

国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議の
公開について（案）

平成 30 年 9 月 〇 日
国立大学の一法人複数大学制度等に
関する調査検討会議決定

1. 議事の公開

本会議の議事については、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、会議が非公開とすることが適当であると認めた場合には、会議を公開しないことができる。

2. 会議資料の公開

本会議で配布される資料については、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、本会議が非公開とすることが適当であると認めた場合には、資料を公開しないことができる。

3. 議事録の公開

本会議において議論された内容については、議事録を作成し、公開するものとする。ただし、上記 1 により、会議が非公開となった場合は、これを公開しないものとする。また、内容に応じて、議事要旨を議事録に代えることができるものとする。